

第5章 小型船舶の利用活性化

① 小型船舶の利用振興に向けた総合政策

1. マリンレジャーの利用振興のための施策

① 「海の駅」における活動の活性化

マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、身近なレジャー拠点を多く整備することが必要である。海事局が設置を推進している「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として、2000年に最初の「海の駅」が登録されて以降2019年3月末時点において、全国に168駅が登録されている。「海の駅」は、陸と海をつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材等を保有し、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、釣り体験等、地域の特性を活かした様々な取組が進められている。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取組の活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動が行われている。

② マリンチック街道と海の駅プロジェクト

マリンレジャーや海の駅の更なる活性化に向け、2017年から「C to Sea プロジェクト」の一環として「マリンチック街道と海の駅プロジェクト」を開始した。「マリンチック街道」とは、プレジャーボートによるクルージングに加えて、海の駅等に寄港・上陸して近郊の観光地やグルメスポット等を巡るモデル観光ルートであり、旅行やグルメ愛好者等の幅広い層にマリンレジャーに関心を持っていただくことを目的としている。この「マリンチック街道」をより多くの地域に展開することを目的とし、また地域の海に関心を持っている方々の知識やアイデアを集結させるため、モデルルートを一般公募した結果、2019年3月に新たな11ルートを決定し、合計16ルートが認定されている。



マリンチック街道モデルルート
パンフレット



ジャパンインターナショナルボートショー
2019における認定セレモニー

③ マリンレジャーの魅力の発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦士免許の新規取得者数が増加傾向に転じるなど、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連16団体からなる「UMI 協議会」と連携し、マリンレジャーの普及促進に努めている。

2018年6月には、「UMI 協議会」協力の下、兵庫県神戸市において体験乗船イベント「マリンカーニバル 2018」を開催し、子ども達をはじめとした一般の方々を対象に、ミニボート、カヌー等の体験乗船会、マリンレジャーの安全啓発のためのワークショップ等を実施した。

一方、2017年度は、C to Sea プロジェクトの協賛企画である若者向け需要創出プロジェクト「海マジ！」(運営:(株)リクルートライフスタイル)の創設に協力を行った。「海マジ！」は、19、20歳を対象として、マリンレジャーの無料体験機会を提供することにより、海への親近感を深め、マリンレジャー愛好者の育成を図ることを目的としており、新たな需要喚起策として期待されている。2018年度には全国70以上の施設においてマリンアクティビティの無料サービスを展開し、2019年4月現在、その会員登録は4万名を超えている。



マリンカーニバル2018
体験乗船会



海マジ！ポスター

2. 小型船舶の利用環境の整備のための施策

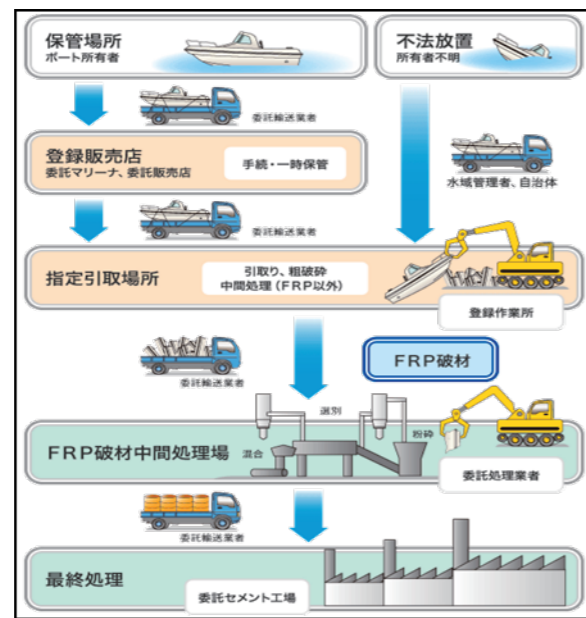
① プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁が連携して1996年度より定期的に港湾・河川・漁港の三水域における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が放置艇であり、更なる対策を推進する必要がある。放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的な問題の解消を図るため、国土交通省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を2013年5月22日に公表し、地方自治体等とともに取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質である FRP(繊維強化プラスチック)は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈没船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取組を行った結果、(一社)日本マリン事業協会が主体となり、2008 年度より「FRP 船リサイクルシステム」の運用が全国で開始されており、現在は当該システムに基づき、FRP 船の処理が実施されている。

図表 2-5-1 FRP 船リサイクルのフロー図



出典:(一社)日本マリン事業協会

② ミニボートの安全対策

ミニボート(長さ3m 未満、機関出力 1.5kW 未満で、検査及び免許が不要な船舶)は、手軽に楽しめる船舶として急速に普及している(2016 年の機関出力 1.5kW 未満の船外機の国内向け出荷台数は約 3,200 台)。海事局では、2009 年度よりミニボートの安全な利用を推進するため、有識者及びマリン関係者により構成される委員会を設置し、ミニボートの利用実態及び利用者の意識等の調査・分析を実施した。2011 年度には、安全管理指針を策定し、ユーザー向け安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発 DVD を作成した。以降、これらを活用した安全講習会の開催に対する支援、協力を通じ、ユーザーへの周知・啓発を図っている。

図表 2-5-2 ユーザー向け安全マニュアル例

【ユーザー向け安全マニュアル概要】

- ・ミニボートの海難
- ・乗船中の注意事項
- ・船外機に関する注意
- ・管理型揚降場所リスト
- ・海上・水上の交通ルール、マナー
- ・ミニボートの安全常識
- ・落水時、転覆時の対処法
- ・関連情報入手先
- ・技術基準適合標示について

掲載場所 (国土交通省 HP)
<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>
【安全啓発 DVD】 掲載場所 (YouTube)
<http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch>

3. 小型船舶の遵守事項等の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長(小型船舶操縦者)に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項(図表2-5-3)が定められている。

図表 2-5-3 小型船舶操縦者の遵守事項



小型船舶による海難事故が依然として多く、遵守事項を守ることで未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

図表 2-5-4 遵守事項違反点数及び行政処分基準

■遵守事項違反点数			■行政処分基準				
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合	過去1年以内の違反累積点数				
			3点	4点	5点	6点	
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点	過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)	業務停止 1月	業務停止 2月
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点		有	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月

※2022年2月1日よりすべての違反者に違反点数の付与開始。
 詳しくは、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

遵守事項に違反した者に対し、違反点数を付与するとともに、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を发出し、再発防止のための講習を義務付け、受講者には累積点数から2点を減ずることとしている(累積点数が5点に達した場合を除く。)(図表2-5-4)。なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリスト(図表2-5-5)を配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

図表 2-5-5 発航前検査チェックリスト

発航前検査チェックリスト	
発航前検査は、船長の義務です。発航前の検査義務違反は行政処分の対象です。	
エンジン始動前の点検	
船体の点検	
①	<input type="checkbox"/> 船体に亀裂や破口はないですか。
②	<input type="checkbox"/> エンジンルームや船底のヒルジ(汚水)の量は普段より多くないですか。→ 
エンジンの点検	
③	<input type="checkbox"/> 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
④	<input type="checkbox"/> Vベルトにひび割れや擦り切れはありませんか。
⑤	<input type="checkbox"/> 燃料コック(バルブ)は開いていますか。
⑥	<input type="checkbox"/> 燃料フィルターやセジメンター(油水分離器)にゴミや水分の混入はないですか。
⑦	<input type="checkbox"/> エンジンオイル(潤滑油)の量は十分ですか。色や粘度は正常ですか。
⑧	<input type="checkbox"/> 冷却水の量は十分ですか。海水フィルターにゴミは詰まっていますか。
⑨	<input type="checkbox"/> バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。バッテリーの耐用年数は切れていませんか。
救命設備等その他の点検	
⑩	<input type="checkbox"/> ライフジャケットに損傷や膨張式ポンベの異常はありませんか。また乗船者全員が着用しましたか。
⑪	<input type="checkbox"/> 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
⑫	<input type="checkbox"/> 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。
⑬	<input type="checkbox"/> その他の法定備品類は搭載され、直ぐに使える状態ですか。
エンジン始動後の点検	
エンジンの状態確認	
⑭	<input type="checkbox"/> 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指していますか。
⑮	<input type="checkbox"/> 冷却用の海水は普段どおりの量や勢いで排出されていますか。
⑯	<input type="checkbox"/> エンジンから異常な音やにおいは出ていませんか。

© 2014 JMRA/KAZI

4. ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効である。そのため、平成15年より、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、一人で漁ろうに從事する者をライフジャケット着用義務の対象としていたが、海中転落による死者・行方不明者をより一層減少させるため、2017年2月1日に船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、2018年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者を着用義務の対象とした。

なお、改正内容の周知及びライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体と協力し、小型船舶の安全キャンペーン等の安全活動におけるリーフレットの配布、イベントにおける安全啓発を行っている。



マリングランフェスタ(広島ポートショー)における啓発活動

5. 小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取組

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査等を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

6. 小型船舶の検査制度の周知・啓蒙

プレジャーボートや小型漁船などの小型船舶の海難事故は、全海難事故の7割以上を占め、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶も散見され、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、これまでも所要の周知・啓蒙を行ってきたところであるが、本年も4月22日から8月30日までの間、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度や海難事故対策のポイントの周知・啓蒙を実施するとともに、海上保安部や警察署、日本小型船舶検査機構と連携して、地方運輸局等の職員が船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるよう指導することとしている。